



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国東北における産業の状態について:1920年代を中心に （その1）
Author(s)	石田, 武彦
Citation	北海道大學 經濟學研究, 28(4), 143-178
Issue Date	1978-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31434
Type	departmental bulletin paper
File Information	28(4)_P143-178.pdf



中国東北における産業の状態について

—— 1920年代を中心に —— (その1)

石 田 武 彦

序

I 電 気 事 業

1. 沿 革
2. 満電の創立と日本側電気事業における合理化の進展
3. 中国側電気事業の勃興と日中対抗の局面の形成

II 鉱 業 (石炭鉱業) (以下次号)

III 兵器製造工業

IV 綿 業

V 柞蚕製糸業

VI 製 粉 業

VII マ ッ チ 工 業

VIII 官 営 事 業

IX 小 括

序

本稿の課題は、1920年代の中国東北地方（以下、満州と称す）における代表的な産業の状態を分析することにあるが、そのさい、筆者の視角は諸資本間相互の関連という点におかれる。すなわち、外国資本と中国資本との、また、後者のうちいわゆる官僚資本と民族資本との、対立と従属のあり方という問題を意識している。

当該時期の中国は内外にわたり、まれにみる政治的激動期として特徴づけられる。すなわち、大規模なものだけで三度に及ぶ軍閥間の内戦とそれに続く国民革命の発展と分裂、その分裂の結果として国民党政権の成立と他方でソビエト革命の展開など。かかる国内政治の変動はまた、第一次世界大戦と

ロシア革命を契機に再編成された帝国主義世界体制、いわゆるワシントン体制下における英、米、日、さらにソ連といった諸国の動向と深くかかわって進行したわけである。¹⁾中国近代化の歴史的特質を経済過程に即して解明することを基本的な研究課題とする筆者の立場から、かくの如く転変する1920年代中国の内外の政治的展開を規定した、経済的諸条件を明らかにすることを当面の問題として設定するとき、次のような二段がまえの方法が必要であると考えている。まずもって官僚資本と民族資本との関連を問うことにより、1920年代中国資本主義の発展とその特質を明らかにし、さらに、かかる資本主義の問題を中国国民経済の形成のあり方の解明という課題の中に相対化し、位置づけるという方法である。そして、従来の研究を筆者の関心にややひきつけていえば、二つの方向から進められて来たと考える。第一に主として国民革命発展の条件を探るという接近の仕方であり、第一次大戦中における民族資本を中心とした、中国資本主義の多面的な発展が指摘されて来た。次に、国民革命によって成立した国民党政権の、物質的基礎を明らかにするというもう一つの接近の仕方がある。洋務運動以来の、官僚資本主義展開過程の帰結として(むしろ1930年代に本格的に開花する)、国民党官僚資本について研究が行われて来た。²⁾

これまでの研究を念頭におきつつ、1920年代満州経済の諸側面の考察を通じて如上の設問に答えるべく、本稿もそのための作業の一環をなす。筆者はひき続き、同じ時期の満州について鉄道問題と財政金融問題の分析を予定しており、その中で次第に接近していきたいと考えている。以下に表記の如く順次見ていくことにするが、今回は(その1.)として電気事業をとり上げる。³⁾

- 1) 満州に限ってみても、列強による従来の支配の図式(北満は帝制ロシア、南満は日本の勢力範囲)が崩れたためにその再編成をめぐって、政治的にも経済的にもきわめて錯綜した事態が永く続いた。
- 2) 後者の系列についていえば戦前に「中国統一化論争」があり、最近の一つの傾向として、現代後進国問題との共通性如何という問題関心がある。
- 3) 満州における代表的産業の一つであり、本稿でとり上げなかった油坊業については、かつて考察を加えた。拙稿「二十世紀初頭中国東北における油坊業の展開過

程」(『北大史学』第13号所収)を参照されたい。また、焼鍋(高粱酒醸造業)については、本稿の視角からしてさし当り必要がないので省略した。満鉄調査課『満州に於ける高粱酒醸造業』1930年、を参照。

I 電 気 事 業¹⁾

1. 沿 革

満州における電気事業は、その発端を帝制ロシアによってひらかれた。「清露密約」(1896年)以下、一連の条約にもとづいて遼東半島の租借ならびに中東鉄路の敷設経営権を得たロシアは、それまで一寒村にすぎなかった大連を自国の政治的経済的発展の策源地にふさわしい一大貿易港にせんと企図し、港湾施設の整備と並行して都市建設を推進した。この中で1902年10月に完成を見た満州で最初の発電所は本来、中鉄に付属する船渠工場の動力を目的としていたが、余剰電力を一般市街に供給した。やがて、日露戦争を経て遼東半島ならびに中鉄南満州支線南半部が日本に譲渡されるとともに、大連発電所も満鉄に継承された。1907年10月に至り満鉄は大連における電気事業を再開するが、日本側最初の電気事業としてこれより先に旅順における関東都督府(後に関東庁となる)経営のものがあり、民間への供給開始は1905年4月のことであつた。かくて満州における電気事業は、列強の満州経営の中核になった鉄道会社の付属事業として創始されたわけであるが、はじめに1920年までの状況を日本側、中国側、外国側(日本以外)の順に一瞥する。

章末に掲げた第1表(A)は日本側電気事業の概況を示す。1920年までに16企業(1営業所)²⁾が17の主要都市に設立されているが、第1に、地域的にみて関東州租借地と満鉄付属地に集中していることが目につく。この点では1920年代においても同様であり、中鉄付属地ハルビンに設立された北満電気(株)が唯一の例外をなす。第2に、日本側事業を企業形態によって区別すれば、1920年現在で官営2、満鉄直営5、満鉄傍系7、民営2となる。ところで各企業設立当初のそれは2、4、6、4であり、この変化は、民営の安東電気(株)と営口水道電気(株)がどちらも経営不振を理由として満鉄に買収され、あるいは

その系列下に入ったために生じた。⁴⁾ここで満鉄傍系とは、設立そのものからして満鉄が重要な役割を果たした企業を指す。満鉄が出資金の過半を受け持ったものが多いわけであるが、⁵⁾その場合でも満鉄は「営利的見地よりは寧ろ産業助成の立場に重きを置いた」という。⁶⁾第3に、3つの指標、固定資金・発電容量・年間発電量により日本側事業の地位をみると(章末の第2, 3, 4表を参照)、いずれの点よりしても日本側事業、とりわけ満鉄ならびにその傍系企業が圧倒的な優位を占めている(なお、電力運営のあり方については後述する)。第4に、経営の状態を十分に明らかに出来る資料はないし、今は比較を行う材料も欠いているため満鉄とその傍系企業に限り、若干の数字をあげるにとどめる。⁷⁾第5に、日本側事業が関東州、満鉄付属地など日本の勢力範囲内に集中したことは既に述べたが、このような限界を突破しようとする努力も行われている。その主要なあり方は中国側事業に投資し、そのことを通じて実質的に経営を掌握する仕方であったが(具体的には次節で検討する)、その他に、中国側官憲の承認の下に満鉄付属地を越えて、それに隣接する中国側地域へ供給を拡大する方策がとられた。⁸⁾付属地に設立された日本側企業の多くが、たとえ名目的ではあったにせよ日中合弁の形態をとった理由も、ここにあると思われる。⁹⁾

他方で、日本側事業興隆の刺激を受けて中国側においても、第1表(B)に示す如く各地に電気事業がおこされていった。1920年までに18企業の設立がなされたが、¹⁰⁾企業数だけをとり上げれば日本側に匹敵する。中国側電気事業は

第5表 満鉄直営事業営業所別営業収支 (単位 千円)

	大 連		奉 天		長 春		安 東		合 計	
	収 入	支 出	収 入	支 出	収 入	支 出	収 入	支 出	収 入	支 出
1910	271	172	38	35	54	48	8	7	371	262
1915	506	239	96	54	121	73	114	68	837	434
1920	1,633	978	395	294	346	344	418	354	2,792	1,970
1925	2,707	1,584	953	764	466	292	627	383	4,753	3,023

〔出所〕 1910年及び1915年については満鉄『満鉄第一次十年史』1919年、653—654頁、
1920年及び1925年については『満鉄第二次十年史』1928年、1022—1023頁。

第1に、地域的には奉天省6、吉林省6、黒竜江省6と南北満州の各地に及んでおり、また、必ずしも鉄道沿線に限定されていない。注目すべきは奉天、長春両電灯廠の設立である。この結果、同一地域（満鉄付属地とそれに隣接する中国側地域）に国籍を異にする2企業が競合する状態が出現するがここには、日本側事業に対抗せんとする中国側の姿勢が示されている。第2に、企業形態をみると民営¹¹⁾14、官営4であり、民営企業が優勢であった。第3に、1920年現在の固定資金・発電容量・年間発電量の比率をみると各々、10%、14%、7%になる。なお、経営の状態については資料を欠く。

この他に、日本以外の外国側電気事業として7企業が¹²⁾、何れも中鉄の付属地に設立された(第1表C参照)。設立当初はロシア国籍のものが多かったこと、経営者の交代が激しかったことなどの点は、明らかに中鉄の性質の変化に応じている(後述)。

次に1920年までの電力運営のあり方についてみると、各国事業とも共通する次のような特徴をもっていた。①1920年現在の41企業は何れも比較的小規模な発電設備を有し、②同一あるいは同系統の企業の場合でも相互に連系をもたず、従って、③各企業が発電所周辺の狭い地域に供給する、というあり方であった。要するに電力運営のあり方からすれば、小規模な発電所が相互に関係をもたず、各所に散在していたわけである。

かくて、この時期における満州の電気事業は、企業形態、電力運営のあり方、さらにはその用途(中心は電灯用であった)¹³⁾など総じて、いわゆる「市内配電時代」¹⁴⁾の域を越えるものではなかった、といえる。

2. 満電の創立と日本側電気事業における合理化の進展

1920年代の電気事業について日本側からみていくと、まず、関東州、満鉄付属地に4企業(4支店・出張所)の新設が行なわれた(南満州電気㈱を除く)。しかし、これらは民営企業として出発しながら何れも設立後間もなく、経営不振のため関東庁に買収されるか、満鉄の系列下に入ることを余儀なくされた(第1表A参照)。後述する開原電気㈱、北満電気㈱を含めて、満州

事変（以下、事変と称す）前における日本側電気事業は民営形態としては、終始不成功であったと言わなければならない。ところで企業形態に関していえばこの時期に重要な変化が生じた。1926年5月、電灯電力の供給、電気事業に対する投資などを目的に掲げて創立された南満州電気¹⁵⁾（以下、満電と称す）が「電気事業統一の企画」¹⁶⁾を打ち出し、ために、企業形態の面で日本側電気事業の集中が一挙に進行したことである。

満電は、これまで満鉄の電気事業部門を管理していた電気作業所の分離独立という形で設立され、その資本金2,500万円（払込2,200万円）は全額、満鉄の出資にもとづく¹⁷⁾。ただ、同社の創設をめぐる具体的な事情については必ずしも明確ではない。満鉄の社史の語るところに従えば、1923年を転機として電気事業のみならずより一般的に、民間の事業に対する投資について従来の方針を変更している¹⁸⁾。しかし、電気事業に即していうならば、かかる満鉄側の事情よりもむしろ、1920年代に新設された企業に顕著にあらわれた民営企業の不振の問題、さらには次に検討する発電設備の大規模化をはじめとする電力運営方式の変革の問題など、日本側電気事業自体が抱えていた問題点をこそ満電創設の基本的な理由として、あげるべきなのであろう。つまり、1920年代も半ばになると日本側電気事業は経営的にも、技術的にも新たな段階に移行すべき時期を迎え、従ってこれに即応する企業形態を要求したとみるわけである。さて、満電は満鉄がこれまで営業してきた電気事業部門中、撫順、鞍山両発電所を除く全ての直営事業と、満鉄がその傍系企業に行った投資に関する権利とを併せて継承したが¹⁹⁾、1926年中に海城電灯²⁰⁾、營口水電²¹⁾鞍山営業所を買収した。この結果、1930年に新設された鶏冠山出張所も含めて、満鉄付属地における日本側事業は撫順、鞍山を除いて、満電の下に実質的に統合されるに至った。1931年現在で、満州における日本側電気事業は次のように系列化された。①関東庁直営の官営事業として、旅順、金州、普蘭店、貔子窩（以上は関東州）、②満電の系列に入るものとして、大連、安東（及び連山関、鶏冠山出張所）、奉天、長春、鞍山（及び海城出張所）の直営の各支店、傍系企業として營口水電²²⁾、鉄嶺電灯局、遼陽電灯公司、瓦房店

電灯(株)及び熊岳城営業所), 大石橋電灯(株), 四平街電灯(株), 開原電気(株)²⁰⁾, 公主嶺電灯(株)及び郭家店支店), 范家屯電気(株)(以上は満鉄付属地), ③その他に, ハルピンに民営の北満電気(株), 満鉄付属地に満鉄の撫順, 鞍山発電所。第2表によれば, これら日本側事業の固定資金は1930年現在で42,491(千円)であるが, この数字は1920年現在のものと対比すれば1.4倍にあたる。同時に, それは総計中の70%を占めているが, そのうち満電(傍系を含めて)の分が21,653(千円)で日本側合計中51%, 総計中36%, 以下同様に満鉄の分が11,940(千円)で28%, 20%, その他日本側企業の分が8,898(千円)で21%, 15%となっている。

これより先, 電力運営のあり方についても画期的な変化が起った。この側面における集中の方が企業形態におけるそれよりも時期的に先行したのみならず, 集中の程度もより大であった。一方では発電設備の大規模化が, 他方

第6表 日本側主要発電所の設備増加状況 (単位 KW)

	満 鉄			満 電				営 口
	撫順 第1	同 第2	鞍 山	大連 第1	同 第2	安 東	長 春	
1920							400(2)	
1921						3,000(2)		
1922		5,000(2)			5,000		1,000	
1923		12,500(2)		1,500			1,000	
1924					5,000			1,000
1925								
1926				5,000(2)				
1927								
1928		12,500						
1929					16,000			
1930								
合 計	15,000	47,500	26,000	11,500	26,000	6,000	2,800	1,000
	88,500			46,300				

〔出所〕 第1表と同じ, 鞍山のみ前掲『満鉄第二次十年史』748頁。

〔注〕 撫順第1及び鞍山は, 増加を行なった年度を記載していない。なお, 注21)をも参照。

では送電連系の形成が、進行するわけである。まず1922年7月、ほぼ同時に完成をみた満鉄の大連、撫順の新発電所をはじめ、第6表に示す如く主要な発電所において大規模な設備の拡張が進行し、発電容量は飛躍的に増大した。²¹⁾第3表によれば1930年現在で日本側事業の合計は161,900KWであるが、これを10年前の数字と対比すれば3倍以上に達する。同時に、この数字は総計中の75%を占めているが、そのうち満電(傍系を含めて)の分が49,500KWで日本側合計中31%、総計中23%、以下同様に満鉄の分が90,900KWで56%、42%、その他日本側企業の分が21,500KWで13%、10%となっている。とりわけ、日本側の8割近くを占める5発電所(大連2、撫順2、鞍山)の存在は大きかったといえる。そして

第7表 送電連系の形成 (日本側)

て、かかる大規模発電所を拠点として、新たに送電連系の構築がやはり1922年にはじまるのである。同年2月に完成した撫順・奉天間29.9kmの送電線以下、第7表に示す如くである。これにともない従来の小規模発電所の大部分は閉鎖され、あるいは予備に切り換えられるか、変電所に転換した。こうして1922年を起点

区 名 間	竣 工 年 月	距 (km)	送 電 (千V)
撫 順・奉 天	22.2	29.9	44
大 連・金 州	22.6	27.8	11
大石橋・営 口	24.3	22.0	〃
奉 天・遼 陽	24.7	64.3	44
普蘭店・瓦房店	28.3	29.2	11
長 春・公主嶺	29.10	63.0	22
族 順・大 連	29.12	36.2	11
奉 天・鉄 嶺	30.2	72.9	44
鉄 嶺・開 原	30.11	(?)	〃
公主嶺・四平街	31.2	55.3	22

〔出所〕 前掲『満蒙に於ける電気事業解説』33—44頁。

とする発送電体制の変革を通じて、日本側電気事業における電力運営のあり方は従来と一変することになり、次の6系列に統合された。①大連発電所の系列として同発電所より受電することになったもの。大連、旅順、金州、普蘭店、貔子窩、瓦房店。②営口発電所の系列。営口、大石橋。③安東発電所の系列。安東。④長春発電所の系列。長春、范家屯、公主嶺、郭家店、四平街。⑤鞍山発電所の系列。鞍山、海城。⑥撫順発電所の系列。撫順、遼陽、奉天、鉄嶺、開原。⑦その他、従来の小規模な発電設備を保持したものとし

第8表 満鉄・満電直営事業営業収支 (単位 千円)

	収 入	支 出	収入 100 に対する 支出	差引益		収 入	支 出	収入 100 に対する 支出	差引益
1915	837	434	52	403	1923	4,080	2,475	61	1,605
1916	961	476	50	485	1924	4,039	2,165	54	1,874
1917	1,200	696	58	504	1925	4,753	3,023	64	1,730
1918	1,529	938	61	591	1926	4,486	2,571	57	1,915
1919	2,064	1,455	70	609	1927	6,546	3,775	58	2,771
1920	2,792	1,970	71	822	1928	6,774	3,878	57	2,896
1921	3,433	2,121	62	1,312	1929	7,426	4,153	56	3,273
1922	3,819	2,440	64	1,379	1930	6,923	4,056	59	2,867

〔出所〕 1925年までについて前掲『満鉄第二次十年史』1022—1023頁、1926年以降について前掲『満蒙に於ける電気事業解説』26頁(補注2を参照)。

第9表 満鉄傍系企業の営業状態 (年配当率)

	営 口	鉄 嶺	遼 陽	瓦房店	大石橋	四平街	公主嶺	范家屯
1922 上	8%	無配当	10%	10%	12%	10%	10%	無配当
“ 下	“	“	“	“	“	“	“	“
1923 上	10	“	“	“	“	“	“	“
“ 下	“	“	12	“	“	8	“	“
1924 上	“	“	10	“	“	“	“	“
“ 下	“	“	12	“	“	“	“	“
1925 上	“	“	“	“	“	“	12	“
“ 下	“	“	“	“	10%	“	“	“
1926 上	“	“	“	“	“	9	“	“

〔出所〕 前掲『満鉄第二次十年史』950—961頁。

て熊岳城、連山関、鶏冠山、北満電気㈱。かくて、企業形態及び電力運営方式の二側面において集中が進んだわけであるが、続いてかかる合理化の進展と経営状態との関連を問わなければならない(なお、発送電体制の変革は必然的に年間発電量の飛躍的増大を結果した。第4表によれば1930年現在で日本側事業の合計は43,397(万KWH)であるが、これを10年前の数字と対比すれば3.6倍にあたる。同時にこの数字は総計中の86%を占めているが、そのうち満電(傍系を含む)の分が13,377(万KWH)で日本側合計中31%、総計中

27%, 以下同様に満鉄の分が25,826(万KWH)で59%, 51%, その他日本側企業の分が4,194(万KWH)で10%, 8%となる)。

第8表ならびに前掲の第5表は満電直営事業の(いうまでもなく1925年までは満鉄, 次も同じ), 第9表は満電傍系企業の, 営業収支ないしは年配当率を示す。ところが, 第8表は1926年以降各支店別の数値を欠き, 第9表は1926年上半年期までの数値にとどまる。肝心の1926年以降について資料上の制約²²⁾が大きいわけであるが, 直営事業からみていく。一つの基準として収入100に対する支出の割合の年次的推移をみる限り, 1926年以降における経営状態の一定の前進を認めることが出来る。また, 満電が1928年7月, 1930年2月, 1931年6月と三度に亘り値下げを実行したことも, 経営状態改善のもう一つの根拠になるものと思う。ただその程度が必ずしも大きいものでなかった理由²³⁾は, 次節に詳論する中国側電気事業との対抗関係の激化にあった²⁴⁾, と考えられる。次いで傍系企業の方は第9表にあらわれている限りで, その経営状態は一般に良好であり²⁵⁾, 1920年以前の時期と比較してもかなりの前進²⁶⁾がうかがわれる(注7参照)。

以上, 1920年代の日本側電気事業についてその企業形態と電力運営方式の変化, 及び経営の状態を概観してきたがこれまでのところ, きわめて順調に発展したかの如くである²⁷⁾。しかし, それはことの一面にすぎないのである。何故ならば第1に, 今や日本側電気事業は関東州, 満鉄付属地においてはいわば飽和状態に達し, 従って当初から存在した地域的限界がいよいよ露わになって来たのである。第2に, かかる限界を突破せんとするあれこれの努力も, 中国側の対抗的姿勢の強化により当面, 阻止されることになった。しかも第3に, 1920年代に入ると中国側電気事業が急速に勃興するがそれにとともに, 日中両国企業が並存する地域において, かつてない激しい競争が出現することになるからである。以下にわれわれは, 地域的限界をつき破るための日本側の方策であった中国側事業に対する投資, 及び付属地を越えた供給拡大の実情について簡単に検討を加え, さらに節を改めて, 中国側事業勃興の様相とそれがもたらした日中対抗の局面をみていくことにする。

第10表により日本側の投資について、一応の動向をつかむことが出来る。現実に投資が行われたのは10件で、その金額は判明する分で80万5千円であるが、半数の5件を鉄嶺電灯局が占めていること、投資の時期が1910年代末から1920年代初めに集中し、1920年代半ば以降にははっきり後退していることなどが注目される。まず、投資の主体としては鉄嶺電灯局の外に満鉄2件、²⁸⁾満電、朝鮮銀行、東洋拓殖²⁹⁾各1件となっている。鉄嶺電灯局はその資金のほとんど全部を満鉄に仰いでいたわけであり(注5参照)、従って中国事業に対する同社の積極的な姿勢の意味するところを、いわば満鉄の別働隊としての行動であったと解することは、決して不当ではあるまい。ところで、これからの日本側各企業により投資が行われる場合には通常、当該企業の所有財

第10表 中国側電気事業に対する日本の投資 (単位 千円)

企 業 名	年	投資額	投資をめぐる事情
長 春 電 灯 廠	1913	180	朝鮮銀行。遅滞なく返還した。
華 興 電 氣(股)	1917	135	鉄嶺電灯局。社員を派して経営にあたるも不振。
〃	1927	100	満電。この年、新たに融資を行なったが同様の結果に終る。
公益 電 氣 公 司	1918	130	鉄嶺電灯局。中国官憲の反対により、設立を中止。
裕 華 〃	1919	不明	〃。経営不振のために休業、後に譲渡。
密 門 電 灯 廠	〃	50	〃。買収して経営にあたるも不振、休業。
〃	1921	12	満鉄が再投資を行なったが不振、24年に独人に買却。
赤 峰 電 灯 廠	〃	163	満鉄。中国官憲の反対により、手をひく。
(通 遼)	1922	—	満鉄に依頼するも、拒否。
西安県電気公司	〃	不明	鉄嶺電灯局。経営は不振。
西 豊 電 灯 公 司	1927	—	満電に依頼するも、役員派遣について折合いがつかず拒否。
明 興 電 氣 公 司	〃	—	満電に依頼するも、拒否。
克 山 電 灯 廠	1928	—	〃
下九台 〃	1930	—	〃
大 興 電 氣(股)	不明	25	東拓。投資をめぐる事情については不詳。

〔出所〕 第1表(B)、第1表(C)と同じ。ただし、長春電灯廠について前掲『満蒙に於ける電気事業解説』9頁、公益電気公司について前掲『満州に於ける電気事業概説』285頁。

〔注〕 密門電灯廠は中国側事業ではないが、日本側の投資が行われたのでここに含めた。

産並びにその他一切の権利を担保とし、年9%程度の利息を徴する外に技術及び経営の監督権を留保することが、条件とされた。³⁰⁾それにもかかわらず、中国電気事業に対する日本の投資は一つの成功の事例すら残さなかったのである。すなわち、日本側でその経営を実質的に掌握し得たものは事業としては成功せず(華興電気(股)の場合)、逆に事業自体は成功したが、日本側で経営を掌握し得なかったもの(長春電灯廠の場合)もあった。その他、企業設立直前に中国側官憲に阻止されたケース(公益電気公司、赤峰電灯廠の場合)などもあるが、失敗の基本的な理由として、「我が経営並に技術上の監督不徹底に由るもの」³¹⁾であったとされている。なお、日本側の投資が1920年代後半に後退していること、その際むしろ満電側で拒否するケースが多かったことについては、西豊電気公司の場合に明記されているように、日本側からの役員派遣など既定の条件について合意することが困難な状況に立ち至ったこと(後述する1925年11月公布の「電灯公司工廠立案規則」を参照)、それに加えて、個別企業に対する投資という従来のあり方でもって、当時の日中両国電気事業の非妥協的な競争の激化という基本的な状況を変えることは出来ないとする、日本側の判断にもとづくものと思われる。この意味で、1920年代後半において日本側が投資を行った唯一の事例をなす華興電気(股)の場合も、決して例外ではあり得ない。³²⁾さらに1920年代後半になると、もう一つの方策である付属地外への供給拡大の方も中国側の抵抗を受けることになる。熊岳城城内(中国側地域)への送電を中国側が阻止した問題は新設のケースであるが³³⁾(1925年)、従来黙認して来た公主嶺の場合、正式の承認を経ていないことを理由に既設電灯(付属地外の分)全部の撤廃を要求し、公主嶺電灯の拒否にもかかわらず現実に消費者より消灯申込みが相継いだため、遂に全電灯を休止するところまで追い込まれた³⁴⁾(1929年)。このような次第であったから、事変後出版された資料の中に見られる当時を回想した次のような言葉も、必ずしも過大な誇張とはいえないわけである。

「満電は既に満州の電気界に於て王座を占め(中略)資本と技術に於ては己に飽和状態に達し、带状をなす満鉄沿線猫額の地には最早満足し得ざりし

に拘らず、如何せん上述の如き圧迫を蒙り（中略）付属地以外に於ては一灯を点ずること、一柱を建てることすら能はず真に脾肉の歎に堪えなかったのである」³⁵⁾。

3. 中国側電気事業の勃興と日中対抗の局面の形成

ふたたび第1表(B)により1920年代の中国側電気事業の趨勢をみると、相継ぐ企業の新設がまず、目をひく。ロシア人経営の企業を買収したもの（福盛電灯公司、阿什河電灯(股)）を含めると実に32企業・8分廠(支店)・支廠（出張所）の多きに達し、しかもその勢いは事変に至るまで衰えを見せなかったのである。³⁶⁾これらの新設分に1920年までの18企業を加え、その中から閉鎖（西豊電灯公司、耀東電灯公司、普照電灯公司）、休業（裕豊電灯公司）、買収（耀浜電灯公司）、分廠に移行（昂々溪）などこの時期に減少した分をさし引くと、1931年現在で52企業9分・支廠となる。ブームとも名付くべきこのような状況の出現には、何らかの契機が存在を容易に予想し得るところであるがそれはともかく、ここでは地域的分布と企業形態の区分をとり上げる。地域的な普及の度合いをはかるため、各省ごとに企業の存在する県の数を示すと奉天省は26企業が59県中19県に（ここでは分・支廠をも企業とみなす、以下同様）、吉林省は21企業が41県中16県に、黒竜江省は13企業が42県中12県に、熱河省は1企業が15県中1県に、満州全体では61企業が157県中48県に存在することになる。³⁷⁾続いて企業形態の面では、依然として民営企業が大多数であったこと、官営企業のはとんどのものが各省官銀号の出資、経営によるものであったことなど大きな変化は見られない。官営企業は新設（四平街電灯(股)、八道壕電気廠、ハルピン電業公司、安東電業公司）、民営を買収（宝華電灯公司、長春電灯廠、永業電灯廠、海倫電灯廠、昂々溪）、これに従来³⁸⁾の分を加えて12企業9分・支廠となる。

さて、1920年代における中国側電気事業勃興の契機は、いわゆる旅順大連回収運動であった。1923年2月に始まり同年4月から8月にかけて最高潮に達したこの運動は、中国におけるボイコット運動の歴史的展開の中で新たな

段階を画した、といわれる。³⁹⁾その際、満州ではスローガンの一つとして「電権の回収」⁴⁰⁾が呼号された。ただし、このスローガンが提出されたのはこの時が初めてではない。1910年代末に行われた中東鉄路回収運動の中に既にみる事が出来る。すなわち、ロシア革命後、東北地方政権（張作霖政権）の手により中鉄の回収が進むにともない、⁴¹⁾旧中鉄付属地における「電気事業経営権をも同時に回収せんとするの議」⁴²⁾が起ったのである。具体的にいえば第1表(C)に示した外国側10企業（1920年代に新設された分を含む）のうち、中国側に買収されたもの（ハイラル電灯廠、ブマーギン、ツァメンスー）、同一地域に中国側企業の設立が行われた場合、中国側官憲の圧力に屈して閉鎖に追い込まれたもの（華東電灯公司、安達市自治団）など半数の5企業の回収が実現した。⁴³⁾この中で中鉄並びに同付属地の性質の変化、すなわち治外法権的性質の喪失によりその立場が弱体化した、ロシア人経営の凋落ぶりが目立つ。そして、中鉄回収運動の必然的な継続ともいえる旅大回収運動を経ることにより、単なる外国側企業の回収から進んで、既に延べた如き電気事業の「ブーム」が出現することになる。こうしてみると後述する日本側事業との対抗もこの延長線上にあった、とみななければならない。すなわち、利権回収のはこ先がまずロシアに、転じて日本に向けられたということであって、問題を単純な「排日姿勢」（当時の日本側文献の多くが強調している）に解消することは出来ない。次に述べる二、三の点はかかる判断をさらに補強する。そして、利権回収運動を始めとする中国側電気事業勃興の契機にかかわる諸事実の中に随所に見られる、張作霖政権の一貫した、積極的な姿勢を併せ考えるとき、張政権には自前の電気事業を育成しようとする明確な構想があった、と想定することも可能である。

まず、電気事業にかんする法律の制定がある。張政権は1925年11月、「電灯公司工廠立案規則」⁴⁴⁾を公布した。同法はまず、満州において電気事業を経営する者に対して既に農商部（中央政府の）に登録済のものであると否とを問わず、全て一律に奉天実業庁の設立許可を得、改めて登記すべきことを義務づけている（第1条）。同法にはまた、「資本を募集するときは中国人の出

資のみを許し外国人の入ることを許さず、之に違反したときは其営業を停止し且之を処罰す」(第3条),「省城における資力ある商店の保証書を具備して其何等暗に外国資本を流入する事情なきことを保証せしめ」(第4条),「毎回一年間の決算を為したる後営業状況に付き表を作成して之を実業庁に報告して審査を受くることを要す」(第11条)等の条文がみられる。勿論その適用は関東州、満鉄付属地には及ばないわけであるが、同法制定の眼目が中国側電気事業に対する監督の強化と、少なくとも付属地外の電気事業にかんする限り外国資本を排除すること、の二点にあったことは明瞭である。さらに1929年12月になると成立間もない国民党政権が、「民営公共事業監督条例」など一連の法令を發布するが⁴⁵⁾そこでも、外国人によって行われた既存の投資を極力回収につとめるべきことが強調されている。次いで、中国電気側事業には企業形態として民営のものが優勢であったことは既に述べたが、この中には官僚、とくに高級官僚の出資によるものが少なからず存在し、また、民営とはいってもその成立の事情をみると「官の主唱」に応じ、或は商務会、儲蓄会など地域の経済団体が中心となって設立されたものが多いのである。こうした民営企業の実体は、表面的な官営企業の比重以上に官の役割を重視すべきことを示している。官僚の投資によるものとして錦県電氣(股)、通遼、洮南電灯廠(以上は呉俊陞)、寧安県並びに海城県の裕民電灯廠(郭松齡一族)、耀浜電灯公司(孟恩遠)、法庫県電灯廠(楊宇霆)、聚盛湧電灯廠(張郁文)などがあり、⁴⁶⁾地域の経済団体が中心となったものとして義県電灯廠、明興電氣公司、海城県の裕民電灯廠、普照電灯公司、扶余電灯(股)、昌隆電灯(股)、耀樺電灯公司などがある。⁴⁷⁾

それでは中鉄並びに旅大回収運動をその勃興の契機とし、張作霖政権の積極的な後援を背景とした中国側電気事業の様相は、いかなるものであったか。第11表は前掲第2, 3, 4表に若干の加工を施し、中国側事業の趨勢もうかがうに便ならしめんとしたものである。同表(a)は満州の電気事業全体に占める中国側の比重の変化を表わしているが、1930年現在の固定資金、発電容量、年間発電量の何れもが1920年代初頭に比して、格段の増加を示している。す

第11表 中国側電気事業の発展についての指標

	(a)全事業に占める中国側の比重			(b)中国側1企業当り			(c)企業数
	固定資金 (%)	発電容量 (%)	年間発電量 (%)	固定資金 (千円)	発電容量 (KW)	年間発電量 (万KWH)	
1910	13	10	12	172	233	54	3
1915	18	17	8	254	500	54	7
1920	10	14	7	213	429	53	17
1925	15	20	12	280	625	91	32
1930	30	25	14	353	1,042	135	52

〔出所〕 第1の(c), 2, 3, 4表により作成。

〔注〕 自家用及び外国側(日本を除く)企業の分を無視した。

なわち、固定資金は10%から30%に、発電容量は14%から25%に、年間発電量は7%から14%になった。中国側電気事業の発展のテンポが、日本側のそれを凌ぐほどのものであったことは明らかである。また、中国側事業の前進のもう一つの面として、企業規模(従って発電容量)の拡大が進んだことも同様(b)により示されている。そして、これらの前進が1920年から1925年の間に始まったことも確認し得る。ただしその場合、官営企業と民営企業との間の格差に留意する必要がある。

官営企業について資料を欠く資金の面において、その設備の面を見ると何れもかなりの設備投資を行い、日本側企業にも劣らない発電容量を有するものもあらわれて来た。遼寧(奉天)電灯廠は1923年に2,500 KW 1台を増設した外、1930年には新発電所を建設してそこに5,000 KW 1台を据え付けた。八道壕電気廠は設立当初は3,200 KW 1台であったが、1926年に同量のもの1台を増設した。ハルビン電業公司是設立当初は2,000 KW 2台にすぎなかったが、1929年に6,000 KW 1台を増設した。⁴⁸⁾さらに、これら官営企業の手によりそのスケールの点では日本側に及ぶべくもないとはいえ、送電連系の構築が4カ所で開始されたことを併せて指摘しなければならない。中でも八道壕電気廠のそれは、黒山、北鎮、新民3県の8地点に及ぶものであった。⁴⁹⁾

次に経営状態についてであるが、設立後日の浅い企業が多かったこともあって依然として十分な資料を欠いている。われわれが依拠する資料には単に

経営状態が良好であるとか、不振であるとか記されているのみである。第1表(B)によれば、その経営状態が良好とされているもの13、不良とされているもの20、記載なきもの28となっている。経営不振の場合、その理由として老朽化した設備を購入したことから来る不利、及び中国人技術者だけではスムーズな運営が行われ難いことなどが問題点として指摘され、これらを改善するための資金が不足していたというケースが多かったようである。ただ、ここでも資金、設備共に比較的條件のよかった官営企業が、やはり良好な業績をあげている。⁶⁰⁾たとえば遼寧電灯廠の場合、1926年に約70万元、事変後の1932年においてさえ約32万元の純利益をあげているし、長春電灯廠の場合、設備増加のたびに朝鮮銀行その他から資金の借入れを行っているがそれを遅滞することなく返還し、1928年には18万元の純利益をあげている。⁶¹⁾

かくて、1920年代の中国側電気事業は多くの点で一定の前進をなしとげ、若干の点で初歩的ではあるが注目すべき発展をその中に含みつつも全体としてみれば、小規模孤立発電所を特徴とする「市内配電時代」からやっと一步を踏み出したばかりであった、といえよう。従って、大規模化並びに集中化を特徴とする日本側電気事業とはその発展段階を異にしていたといわなければならないがそれにもかかわらず、これまでみて来た日中双方の事情にもとづき、1920年代後半になると両国間の対立が激化することになる。その主要なあり方は奉天、長春、四平街、海城、ハルピン、安東など両国の電気事業が並存した地域における、2企業間の競争という形をとったのであるが、以下に安東とハルピンの事例をとり上げる。⁵²⁾同一地域において2企業が競合する事態を専ら電気事業に即して経済的観点からみた場合、その極端な不合理性についてはいうまでもないことであるがむしろ、そのことにあらわれた半植民地企業固有の問題性をみるべきであろう。両国の電気事業が並立した地域は、何れも政治的、経済的に最重要な地域であったことを想起しなければならない。

1931年2月に安東電業会社が開業するまで、安東における電気事業は、その経営主体に民営の安東電気株式会社(1907年12月設立)、満鉄安東営業所(1911年

1月設立), 満電安東営業所 (1926年6月改組) という変遷をみたものの、一貫して日本側のになうところであった。日本側は付属地に隣接する中国側地域にも供給を行い、電灯に限ってみると満電の場合、付属地内外合せて56,800灯のうち約37%に相当する21,000灯は、付属地外の分であった。⁵³⁾ いく度か計画を立てられながら、実現をみることのなかった中国側の手になる電気事業創設がやや具体化するの、1925年のことである。⁵⁴⁾ その後、安東市政等備処の設置 (1929年3月) とともに、同処は電気、水道等の公共事業については自らの行政権の下に置くことを決定したが、この措置はまた、省政府の指令に應ずるものでもあった。⁵⁵⁾ 翌年3月発電所建設に着手し、一年後に開業の運びになるが、資金の大部分を東三省官銀号よりの借入金に依存していた (全体の金額は不明)。⁵⁶⁾

この間、日本側では極力この計画を放棄させるべく、同一地域における2企業並存の不利を説きつつ報効金の支払い、或は電力売買による妥協を提案するなどさまざまな働きかけを行っている。⁵⁷⁾ 結局これらの試みが徒労に終ると、満電は安東電業公司開業を目前に控えた1931年1月、料金を大幅に改訂した。中国側の機先を制せんとしたわけであるが、その要点は付属地外に限り料金の建値を金建から銀建 (現小洋建) に改め、しかも金額を「支那側の追従を許さざる程度に迄低減」⁵⁸⁾ (実質上、従来の半額以下) したことにあった。他方、中国側も開業の前後において、市政委員、商務会董事など官、商界の有力者が率先して新公司への転換を鼓吹し、「愛国団」という団体を組織して戸別訪問による勧誘を行うなど、⁵⁹⁾ 活発な動きをみせた。この結果、付属地外の電灯数に限ってみれば満電側10,500灯、新公司側16,300灯 (満電より奪取した分10,500灯、新規の分5,800灯) となり、⁶⁰⁾ 中国側が優位に立つに至った。しかしこの両者の抗争は、事変の勃発によってその帰趨を見定める暇もなく、わずか7カ月で収束せざるを得なかったのである。

次に、ハルピンにおける北満電気株式会社 (以下、北電と称す) とハルピン電業公司との抗争は、その起源をさかのぼれば1919年以来のことである。実に10年以上も継続したわけであるが、日中双方の抱えていた条件という点からし

て安東におけるそれとはやや異なる面をもつ。というのは、安東においては付属地の日本側企業と付属地外の中国側企業との競合であったが、ハルピンにおいては全く同一の地盤、すなわち中国側の地盤の上での抗争であったことである。⁽⁶¹⁾さて、日本の勢力範囲外における唯一の電気事業であった北電は1918年4月に設立された。その資本金60万円は社債の引受という形で、全額東拓⁽⁶²⁾が出資したものである。北電が創立された当時、ハルピン市内の電気事業は各国人の自由営業とされ、20余の発電所が乱立する状況であったが、⁽⁶³⁾創設の当初からハルピンの電気事業を日本資本の下に統一するという構想をもっていた北電は、まず最も有力な発電所2カ所を買収するなど業務を拡張し、たちまち全市需用の85%を占めるに至った。⁽⁶⁴⁾そして、北電はこの頃、日本資本の進出が未だ始まったばかりであった北満第一線における、日本側企業の最有力なもの⁽⁶⁵⁾と目されたのである。

ところで、この年ハルピン市会は、同市における電灯及び電車事業経営に関する独占特許権を中鉄当局より獲得し、最初は自ら経営に当らんとしたが財政的条件を欠き、ために民間の企業に経営を委任することに決定し、翌1919年に競争入札を募集した。このとき応募したのは北電の外に、「北満産業」(白系ロシア)、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー(アメリカ)、及び東拓の4社であった。市会では一旦は北電への委任決定を行ったものの、正式契約の直前になって割り込みを図った中国側の「商団」の圧力に屈し、翌年5月、改めて「商団」への委任を決定したのである。これを受けて「商団」は直ちにハルピン電業公司を創立した。この「商団」なるものがその名目はどうあれ、吉林省政府、従って張作霖の意を受けたものであったことは、その後の事態の推移をみれば明らかである。そして、中国側のかかる強引な割り込みを可能にした条件として、中鉄回収の進行にともなうハルピン市会の立場の弱体化があったことも容易に想像し得る(注61参照)。ところで、ハルピン電業公司の開業のための準備は、北電側の裏面での工作がその後も続いたことに加えて、電業公司自体が資金調達の問題を抱えていたため大幅に遅れた。漸く開業にこぎつけたのは1927年10月のことであった。企業形態としては官

商合併を目指していたが、民間資金の招募が思うに任せず結局、資金の大部分を吉林官銀号の出資に依存することになった。この間、北電に対しても借款の申込みが二度行われたが、あくまで日中合併を最低限の条件とする北電側の対応により、不調に終わった。⁶⁶⁾

かくて、ハルピン電業公司の開業とともに、日中両国電気事業間の抗争はいよいよ具体化することになるがこの場合も、安東におけると同様に「経済的打算を超越⁶⁷⁾」して料金の引き下げを競う、という形をとった。この競争のいわば中間的な結果を若干の事実

第12表 北電の営業状態

(単位円)

によって示すと、まず1932年現在

の供給電灯数は北電97,000灯、電

業公司 155,000 灯となっており、⁶⁸⁾

その限りで中国側が優位にある。

続いて、北電の経営状態をあらわ

す第12表によれば、年々悪化の一

途を辿っている。このため株主に

対する無配当が続いたのみならず、

	収 入	減 収 額	減収歩合
1927	736	—	—
1928	430	306	42%
1929	391	345	47
1930	337	399	54
1931	217	519	71

〔出所〕 満州電気協会『満州電業株式会社
設立の経緯』1939年、103頁。

東拓が引受けた社債の償還並びに利払いは全く停止された。⁶⁹⁾ 他方で電業公司の経営状態をあらわす資料はみることが出来ないが、中国側では北電との抗争と並行して、かねてからの目標であるハルピン電気事業の統一を推進した。すなわち、スシガリー製粉会社(1928年)、中鉄、秋林商会(1929年)、耀浜電灯公司(1930年)というように主要な発電所(自家用との兼用を含めて)を次々に買収し、1930年には北電を除く全ての電気事業をその傘下におさめることに成功した。⁷⁰⁾ 北電に対しても二度に亘り買収を申し出ているが、「満州に於ける我が權益擁護の強調されつつあった折柄、同社(北電をさす)は利害を顧る暇もなく毅然としてこれを峻拒した⁷¹⁾」という。

ところで、単なる一企業の利害の範囲を越えたともみられる、北電の強硬な対応の背後に満鉄の存在を見逃すことは出来ない。満鉄は、「北満に於ける邦人工業勢力保持の国家的見地からして、会社(北電)に対し有形無形の

援助を与えた」⁷²⁾(傍点は引用者)。満鉄が行った援助の内容は不明であるが、
いうところの「国家的見地」なるものに注目したい。そもそもハルピンにお
ける北電の成否は、それ自体としては満州における日本側電気事業の「地域
的限界」を突破し得るか否かの試金石であったといえるが、今や問題はそれ
にとどまらず、北満に対する列強の新たな進出と中国側の対応という、より
大きな問題が立ち現われて来るように思われる。それというのも満州支配の
再編成をめぐる列強の角逐の中でも、ロシア革命後一種空白の状態(中国も
含めて、いずれの国の勢力範囲とも確定し得ない状態をさす)になった北満
こそ、その焦点をなしていたからである。⁷³⁾電気事業における抗争がかかる問
題性をもはらむものであったとする把握が、決して飛躍したものでないこと
は他の産業部門に対する検討が進むにつれて、次第に鮮明になって来るはず
である。

以上に1920年代満州における電気事業の動向について、はじめに述べたわ
れわれの視角から整理して来たわけであるが、そこにあらわれた特徴を次の
ように要約することが出来る。第1に、満州における電気事業を一貫してリ
ードした日本側事業は、電力運営の面で合理化を進め、それに照応する形で
満電による日本側企業の実質的な統合が行われるがその意味でも、また「地
域的限界」に直面したという意味でも、1920年代に新段階を迎えた。第2に、
二度の利権回収運動を契機に勃興した中国側事業は、未だ初歩的な発展段階
を大きく越えるものではなかったとはいえその中で、各省官銀号の投資にも
とづく官営企業の発展には見るべきものがあり、⁷⁴⁾電気事業に対する張作霖政
権の姿勢にも一貫性、積極性という点で、目ざましいものがあつた。かくて
第3に、1920年代半ば以降に顕著になる、電気事業における日中両国の対抗
関係の発展は本来、電気事業に即していえば「地域的限界」を打ち破ろうと
する日本側と、自前の電気事業を育成せんとする中国側との対立のあらわれ
であつたが、そこにはまた、ハルピンのケースにあらわれた如く満州をめぐ
る列強の角逐、とりわけ北満に対する日本の進出と中国の対応という事情が、
強く反映していた。

最後に、電気事業とその他の産業との関連について一言したい。見らるるとおり本稿では電灯事業を中心にとり上げて来た。その直接の理由として資料上の制約をいわなければならないが、このことは1920年代において電気自体としては、未だ電灯事業が中心をなしていたことを示すものと思われる。従ってこの問題については、検討の時期を事変後に移して解明されなければならないが、以下に二、三の点を指摘しておく。まず、用途別の供給電気量を示した第13表によれば、産業用電力の供給は7カ年平均で77%を占めている。

第13表 用途別供給電気量（日本側）

（単位 万KWH）

	電 灯	電 力	電 鉄	合 計
1924	3,440	9,922	1,228	14,590
1925	3,640	11,064	1,326	16,030
1926	3,449	15,397	1,285	20,131
1927	4,172	18,426	1,725	24,323
1928	4,665	21,230	1,654	27,549
1929	5,166	27,065	1,890	34,121
1930	4,765	30,993	1,868	37,626
比 率	17%	77%	6%	100%
指 数	139	312	152	258

〔出所〕 1928年までは満鉄調査課『満州産業統計（昭和4年版）』、1929年以降は『同上（昭和5年版）』による。

〔注〕 日本側といっても、この中には本溪湖煤鉄(有)、奉天電車(株)、北電、華興電気(股)の分を含む。比率は7カ年の平均、指数は1924年を100としたもの。

同表の数字は日本側事業に限られ、自家用の分（その中には満鉄撫順炭鉱、鞍山製鉄所など大規模な発電設備をもつものがある）を含むという制約をもつがそれにしても、電気事業の中心が産業用電力に移りつつあったことは1924年を基準とした指数から見ても、明らかであろう。次に、言うまでもなく電気は石炭と並び称されるエネルギー資源であり、その点からする電気事業とその他の産業との相互関係を考察しなければならないが、例えば長春の電気事業が同地の製粉業の発達を助長したことが指摘されている。さらに、

この産業用電力の部面でも、既に中国側の対抗的な姿勢がうかがわれるので⁷⁷⁾ある。

- 1) 中国全体の電気事業について概観したものとして、満州電業(股)調査課『中華民国に於ける電気事業』1935年、を参照。

本稿では自家用供給を主にし、兼ねて一般供給事業をも行ったものは満鉄関係を除いて、原則としてとり上げない。満州電業(股)調査課『満州に於ける自家用発電所』1935年、を参照。なお、事変前における電気事業は全て、主に石炭を使用する火力発電であったが満鉄では、将来の開発に備えて水力資源の調査を進めていた。満鉄『満蒙ニ於ケル電力資源ト其経済的考察』1931年、を参照。

- 2) 以上について満鉄『満鉄第一次十年史』1919年、643頁、満州電業(股)調査課『満州に於ける電気事業概説』(以下、『電気事業』と称す)1935年、1—2頁。その改訂増補版として『満州に於ける電気供給事業概説』(以下、『電気供給事業』と称す)1937年、がある。電気事業については、典拠をこの二著に求めることが多いわけであるが、以下、各個別企業をとりあげる場合とくに注記しない限り、この二著による。頁数について、日本側は第1表(A)、中国側は同じく(B)、その他外国側は同じく(C)の「頁数欄」を参照。

- 3) ここでは自ら発電設備を有するものを企業とみなしている。営口水电(鞍山営業所はその所要電力を満鉄鞍山製鉄所より購入した。

- 4) 安東について前掲『電気事業』95頁。営口について前掲『満鉄第一次十年史』682頁によれば、同社の4万株中、満鉄が2万2,000株を引受けた。

- 5) 前注で述べた営口を除いて各社の全株中、満鉄の所有する株数を示せば、

鉄 嶺	1,450株 (1,500株中)
遼 陽	1,000株 (2,000株中)
瓦 房 店	550株 (1,000株中)
大 石 橋	550株 (1,000株中)
四 平 街	900株 (7,000株中)
公 主 嶺	2,000株 (5,000株中)

満鉄『満鉄第二次十年史』1928年、949—955頁。

- 6) 満鉄『満鉄三十年略史』1937年、608頁。

- 7) 直営事業について第5表を参照。傍系企業について、前掲『満鉄第一次十年史』653—654頁、682—684頁に各企業の配当を記載している。営口(4—5%)、鉄嶺(3—6%)、遼陽(6—10%)、瓦房店(6—8%)、大石橋(6%)。四平街並びに公主嶺は設立直後のため記載がない。

- 8) 前掲『満鉄第一次十年史』638頁。

- 9) 満鉄付属地に設立された企業のうち、満鉄直営事業を除いて日中合弁の形式をと

らなかったものは、1920年代に設立された分を含めてわずかに開原電気㈱、大石橋電灯㈱、海城電灯㈱の3企業のみである。満鉄調査課『満蒙ニ於ケル各国ノ合併事業』(第1輯)、1922年、54—55頁。

- 10) この中には、ロシア人から買収したハイラル電灯廠を含む。
- 11) 官営とは本来、省営(省政府の経営)あるいは県営(県政府の経営)を意味するがその内実をみると、各省の官銀号(省中央銀行をさす)が出資並びに経営するものであった。奉天電灯廠は東三省官銀号、チチハル、ハイラル各電灯廠は広信公司、綏化電灯廠は黒竜江官銀号の出資、経営による(なお、広信公司与黒竜江官銀号は1919年に合併して黒竜江省広信公司に、さらに1930年に改組して黒竜江省官銀号になる)。
- 12) 第1表(C)に掲げたもの以外にハルビンには、中鉄に付属する発電所をはじめ、多数の小発電所や電気事業関係の企業が存在したようである。しかし、今のところその実態を詳らかにし得ないので省略した。
- 13) これについては後述する。
- 14) この章をまとめるにあたって次の著書を参考にした。現代日本産業発達史研究会『現代日本産業発達史』(Ⅲ電力)、1964年。同書は、他の産業と比較した場合の電力産業一般、及び日本の電力産業の固有の特性を明確にし、その基礎の上に日本の電力産業の展開過程を企業形態の変貌と電力運営の展開を軸とし、それと他の側面との諸関係を構造的に把握するという方法をとっている。そして、電力産業史の時期区分について次のように述べている。第1期は個別配電、あるいは単独運転が支配的な時代であり、市内配電時代ともいわれる。続いて、電力産業における最も特徴的な経営と技術の先駆的形態である、総合運転の開始が第2期の指標をなす。第3期になると送電連系の形成が始まり、これにより需要地と発電地区とを包括する電力経済圏が確立する。第4の画期はこれら電力各経済圏、さらにそれを通じての全国を一円とする電力の交流とその統一的電力圏という方向への展開であり、大送電線の建設がその指標をなす。
 勿論、これらをそのまま満州の電気事業に適用することは出来ないが、1920年以前については同書のいう第1期にほぼ相当する、と考える。ただ、その中で日本側事業中に占める満鉄の位置な特徴的なものであったと言えよう。なお、1920年代について言えば同書の第2期、第3期の要素を含みつつ、満州特有のあり方で展開していったことは、以下に述べる如くである。
- 15) 前掲『満鉄第二次十年史』928頁。
- 16) 同書931頁。
- 17) 同書928頁、及び大連商業会議所『大連商業会議所報』第131号(1926年6月)29頁、所収の「満鉄電気事業分離」。
- 18) 前掲『満鉄第二次十年史』927—928頁に、方針の変更並びにその理由について一

- 応の説明が行われているが、抽象的な言い方に終始している。その要点を言えば、第1に、これまで比較的慢然と行って来た民間事業に対する投資を有意義な企業に対して重点的に、また産業助成金を与える形式（従来は株式の引受、資金の貸付など）に改める。第2に、公共的性質を帯びる事業については出来る限り独立させる。第3に、電気事業部門を独立させる理由について人事経理制度の面からみても、資金運用の面からみてもより有効であると述べている。なお、満電『南満州電気綏沿革史』1930年、という資料がある。満電創設をめぐる事情を知るために有用であると思われるが、今回は見る事が出来なかった。
- 19) 篠崎嘉郎『満州金融及財界の現状』下巻、1928年、246頁。
 - 20) 開原電気綏について前掲『電気事業』には何ら記すところがないが、各種の資料に満電関係企業として取扱われているのでここでもそれに従った。満鉄調査課『満州産業統計』各年版、満鉄商工課『満州商工事情概要』1932年、220頁。
 - 21) 前掲『電気事業』によれば、1929年における大連第2発電所の増設は16,000KW 2台となっている。そうであれば満電直営分の合計は62,000KWとなり、前出の第3表とかなりの相異が生ずるが、これは明らかに誤りである。というのは、同書13頁に第3表と同じ数値が採録されているからである。従って満電直営分についてどこかに誤りがあることになるがこの場合、第8表のようにみなすとその合計が46,300KWとなり、第3表及び同書13頁の数値とほぼ一致する。
 - 22) 開原電気綏及び開東庁経営の4企業について、経営状態を示す資料を見い出せなかった（北満電気綏については後述）。
 - 23) 第8表に載せなかった14年以前の数値を示すと、1908年(86)、1909年(90)、1910年(71)、1911年(67)、1912年(57)、1913年(56)、1914年(53)。前掲『満鉄第一次十年史』653—654頁。
 - 24) 大連商工会議所『大連商工会議所月報』第170号（1930年4月）73頁、所収の「満電の電気料金値下」、及び第190号（1931年6月）51—52頁、所収の「満電の電力及電熱料金値下」。
 - 25) 同一地域に日中両国の企業が競合する事態はその後拡大し、奉天、長春、四平街、海城、ハルビン、安東の6カ所に及んだ。このため日本側各企業が強い影響を受けたことについて、前掲『電気事業』を参照。
 - 26) 范象屯電気綏の経営状態は満鉄（後に満電）の系列に入った後、次第に改善に向った。他方で、その設立以来満鉄（後に満電）の傍系企業であった鉄嶺電灯会社の経営不振は、次に述べる中国側電気事業に対する投資の失敗にもとづく。
 - 27) なお、1920年代には電気事業に関する法律の整備も進んだ。関東局『関東局三十年史』1936年、1066頁。
 - 28) ここでは半植民地における外国側事業であることから来る地域的限界について述べているが、電気事業の発展過程における固有の地域性について前掲『現代日本

- 産業発達史』(Ⅲ電力) 70頁; を参照。
- 29) 満電は華興電気(股)に対する鉄嶺電灯局の債権をも1927年に継承した。前掲『電気事業』189頁。
- 30), 31) 満電『満蒙に於ける電気事業解説』1932年, 9頁。
- 32) 『現代史資料(32)満鉄2』(みすず書房) 1966年, 66—70頁, 所収の「鄭家屯華興電気公司の件」を参照。この一文は「重役会議提出各部課作成資料」であるが、中国側電気事業に対する日本の投資に関して当時の実情を伝える恰好の文献である。華興電気(股)に対して投資を行う第1の条件として、「電気事業の実権を握り得る見込あること」をあげている。
- 33) 前掲『電気事業』148頁。
- 34) 満鉄太平洋問題調査会『満州事変に関する諸誘因雑輯』1931年, 94—95頁。付属地外への供給を阻止した事例は熊岳城、公主嶺の外に2件ある。また、送電線の付属地外通過拒否など日本側からみた問題の所在について、同書を参照。
- 35) 満州電気協会『満州電業株式会社設立の経緯』1939年, 19頁。
- 36) この他に設立計画が進捗していた敦化電灯廠(吉林省敦化县)がある。満鉄調査課『調査時報』第9巻第10号(1929年10月) 90頁, 所収の「敦化電灯廠設立計画進捗す」。なお、中国側電気事業に関する記述が『調査時報』に多数出て来る。
- 37) 県の数について満鉄調査課『事変前に於ける東北四省行政機構』1932年, 8—9頁。
- 38) 東三省官銀号関係のものとして奉天電灯廠(改名して遼寧電灯廠)、安東電業公司、吉林永衡官銀号関係のものとして宝華電灯公司(改名して吉林電灯廠)、長春電灯廠、ハルビン電業公司、黒竜江省官銀号関係のものとしてチチハル、永業、ハイラル、綏化、海倫の各電灯廠と昂々溪。四平街電灯(股)は梨樹県政府と民間との共同出資、経営による官商合弁企業であり、八道壕電気廠は東北磁務総局の経営であった。このうち、昂々溪はハイラル電灯廠より受電することになったので(注49参照)、黒山分廠以下、八道壕電気廠の8分・支廠と共に分・支廠として数え、従って官営企業数は12企業9分・支廠になる。
- 39) 旅順大連回収運動について、菊地貴晴『中国民族運動の基本構造—対外ボイコットの研究』(増補版) 1974年, 第5章を参照。同書によれば、旅大回収運動は第1に、かつてない広汎な民族ブルジョア階級と労働者階級が参加したこと、第2に単なるボイコットから進んで、経済絶交運動という新しい戦術を提起したことという二点で、ボイコット運動に新段階を画したと評価されている。
- 40) 前掲『満蒙に於ける電気事業解説』6—7頁, 『電気事業』4頁。
- 41) 革命直後の1917年12月、中鉄付属地に軍隊を駐留させたことを第一歩として、中国側は着々と回収を進めた。付属地行政権回収の後、旧中鉄付属地を東省特別区と呼ぶ。ところで、中鉄回収運動は軍閥が主導したという点で、中国の利権回収運動の中できわめて特異な地位を占めるにもかかわらず、かつてとり上げられた

ことがなかった。筆者は鉄道問題を検討する続稿において論ずる予定であるが、さしあたり事実経過について満鉄『東支鉄道をめぐる露支勢力の消長』1928年、を参照。

- 42) 前掲『電気事業』302頁。
- 43) この他に満州里市電灯廠、カレエフに対しても中国側の働きかけが行われた。
- 44) 『調査時報』第5巻第12号(1925年12月)17—23頁、所収の「奉天省の会社、自動車公司及電灯公司登記規則」という記事の中に、その訳文が掲載されている。
- 45) 「民営公共事業監督条例」の一部の条文(原文及び訳文)が、満鉄経済調査会『支那法令に於ける外国投資の制限』1936年、103頁に収録されている。この他の電気事業関係の法令について同書、及び満鉄産業部『中華民国産業関係法規集』(第1輯工業篇)1937年、を参照。

同条例の発布にともない、満州における電気事業については当面、東北交通委員会がその監督権を確保することになった。前掲『満州事変に関する諸誘因雜輯』94頁(補注3を参照)。
- 46) 彼らの官職名を以下に示す。呉俊陞(黒竜江省督弁兼省長)、郭松齡(奉天軍第三軍団副長)、孟恩遠(元吉林省督軍)、楊宇霆(参議顧問)、張郁文(延吉県政府財務処主任)。郭について奉天商工会議所『奉天経済三十年史』康德7年、687頁、張について前掲『電気事業』293頁、その他は劉寿林編『辛亥以後十七年職官年表』1966年、252—278頁。
- 47) その他の民営企業の出資、経営者については単に「土地の有力者」、「土地の紳商ら」などと記されているのみで、具体的に知ることが出来ない。
- 48) その他の官営企業の発電容量をみると吉林電灯廠(2,500KW)、長春電灯廠(800KW)、チチハル電灯廠(1,090KW)、安東電業公司(1,000KW)。
- 49) 前掲『電気事業』17、129、233、285—286頁。八道壕電氣廠以外にハイラル電灯廠が昂々溪に、四平街電灯(股)が梨樹県城に、ハルビン電業公司がハルビン埠頭区に各々、送電した。
- 50) 資金、設備に加えて次のような事情も見逃すことが出来ない。すなわち、中国家屋の構造並びに権力、面子等の関係にもとづき、盗用の容易な状態を利用して民営企業には盗用が多く、官営企業には盗用が少なかった。満鉄経済調査会『満州電気事業及瓦斯事業方策』(立案調査書類第6編第18巻)1935年、59頁。
- 51) 前掲『電気事業』による。ただし、遼寧電灯廠の1926年の分に限り、満鉄商工課『南満州主要都市と其背後地』(第2輯第1巻奉天に於ける商工業の現勢)1927年、457頁。遼寧電灯廠は毎年純利益の一部を積立て、それが事変直前には資本金52万元(現大洋)の約10倍、512万元に達した。前掲『満州電気事業及瓦斯事業方策』75頁。
- 52) 安東、ハルビン以外の地域について、奉天における電灯事業に限り次の数字がある。満電奉天営業所(約6万5,000灯)、遼寧電灯廠(約9万灯)。前掲『南満州主要都市と其背後地』450、457頁。
- 53) 満鉄調査課『満蒙事情』(前出の『調査時報』を改題したもの)第113号(1931年

- 2月) 57頁, 所収の「安東に於ける支那側電灯廠の開設」。
- 54) 『調査時報』第5巻第9号(1925年9月) 69—70頁, 所収の「安東支那側電灯水道打合会」。
- 55) 注53)と同じ。東北易幟(1928年12月)にともない満州の地方行政機構も次第に再編成されることになるが, かつての県城のうち, 重要視された地域に市政籌備処が置かれた。前掲『事変前に於ける東北四省行政機構』120—123頁。
- 56) 『滿蒙事情』第114号(1931年3月) 317—318頁, 所収の「安東電灯廠の電灯料金」, 及び第117号(1931年6月) 86—87頁, 所収の「安東電灯廠の借入資金に対する貸款事務所の契約案」。
- 57) 注53)と同じ。
- 58) 前掲『電気事業』97頁。なお, 電気料金の建値の変更(後述するハルビンにおいても同様の事態がみられた)について, この時期の銀価格の低落並びに金銀比価の変動が, 経済の各領域における日中両国企業の競争に与えた影響を検討した, 次のものを参照。東亜経済調査局『銀及銀価低落の研究』1933年, 89—95頁。
- 59), 60) 前掲『電気事業』97頁。
- 61) 張作霖政権は1921年2月に東省特別区市政管理局を, 翌年12月に東省特別区行政長官を各々, ハルビンに設置し, 旧来のハルビン市会(その構成員は大部分白系露人であった)をそれらの下に位置づけた。さらに1926年3月には市会そのものの改変を行い, 事実上外国人を排除するなど行政権の回収を進めた。満鉄調査課『東省特別区行政一覽』1930年, を参照。
- 62) 東拓『大正八年度事業概況』1919年, 6頁, 及び九年以降の各年版をも参照。
- 63) 満鉄哈爾濱事務所調査課『北満州に於ける電気業』1925年, 56—58頁。
- 64) 前掲『電気事業』119頁。
- 65) 北電は1920年(10%), 1923年(8%)の配当を行っている。大連商業會議所『滿蒙実業彙報』第73号(1921年8月) 47頁, 所収の「北満電気の成績と役員交代」, 及び前掲『北満州に於ける電気業』49—51頁。
- 66) 以上に述べたハルビン電灯・電車問題の発生から, ハルビン電業公司の開業に至るまでの経緯について『現代史資料(31)満鉄1』1966年756—757頁, 所収の「哈爾濱電業公司の現況」, 及び前掲『北満州に於ける電気業』65—75頁。
- 67) 前掲『電気事業』123頁。併せて『調査時報』第8巻第1号(1928年1月) 74頁, 所収の「北満に於ける電気会社の競争」をも参照。
- 68), 70) 満鉄哈爾濱事務所『北満州概観』1933年, 219頁。
- 69) 前掲『満州電業株式会社設立の経緯』103頁。北電の経営状態悪化の一因として, 電柱, 電線の拡張を中国側に阻止されたことをつけ加えなければならない。大連商工会議所『満州事変前に於ける我が權益侵害事例』1932年, 28頁。

同様の事態は南満においても生じたが(注34参照), これでは, たとえ北電に対する需要が増加したとしてもそれに応ずることは出来ず, かかる事態が継続する限り北電の事業が永続性をもつことは, そもそも不可能になったともいえる。この問題には土地の売買, ないしは賃借がからむわけであり, いわゆる「商租権関

題」の一端が現われている。

- 71) 前掲『満州電業株式会社設立の経緯』104頁。
- 72) 前掲『北満州概観』217頁。
- 73) さしあたり日本についていえば1924年5月、清浦内閣の外・陸・海・蔵四省協定による「対支政策綱領」は、「従来我が施設の乏しかりし北満方面に向かって新たに進路を開拓するの方針をとり」、「満蒙における秩序の維持」のため「必要を認むる場合には機宜の措置に出ずること」を決定した。江口圭一『日本帝国主義史論』1975年、17頁。
- 74) 電気事業を含めて官銀号による産業投資の資金の大部分が、同じ時期における大豆買占めにもとづくものであることは、拙稿「中国東北における糧食の動向—満州事変前における—」(『北大経済学研究』第24巻第1号所収)において、示唆したところである。
- 75) 満州電業会『満州電業史』1976年、を参照。
- 76) 前掲『電気事業』108頁。
- 77) 満鉄調査課『満州に於ける燐寸工業』1924年、200頁に次のような記述がみえる。
「支那側は自国産業奨励の見地より付屬地外に於ける電力の供給は、自国の動力を供給する方策を樹て、為に付屬地外に於ては支那の電力を使用せざる可らざる有様である」(傍点は引用者)。

補 注

- 1) 「第1表(B) 中国側電気事業一覧」中の企業名について。ここで筆者の依拠した資料は事変後に刊行されたものであるが、そのため事変をさかいに企業名の変更をみたものも含まれているかも知れない。
- 2) 「第8表 満鉄・満電直営事業営業収支」について。『満蒙に於ける電気事業解説』26頁に、1916年から1930年までの営業収支を表わす表が載せられている。ところが、1919年から1925年までの分の数値には、以下に示す如く筆者が使用した『満鉄第二次十年史』のものとはかなりの相異がみられる。そこでは各年の収入、支出、収入100に対する支出、差引益は各々次のようになっている(単位は千円)。

1919年	2,064, 1,795, 87, 269	1923年	4,088, 3,222, 79, 866
1920年	2,791, 2,391, 86, 400	1924年	4,064, 2,697, 66, 1,367
1921年	3,434, 2,698, 79, 736	1925年	4,761, 3,378, 71, 1,383
1922年	3,819, 2,971, 78, 848		

収入における相異はわずかなものであるが、支出は第8表のそれに比してかなり多くなっており、これらの結果として収入100に対する支出を表わす数値がより大きく、差引益がより少なくなることは当然である。そしてこちらの数値をとれば、同書が「特に満鉄より分立以来鋭意経営方法の刷新、技術上の改革に依る成果が歴然と表われている」(26頁)と誇示しているように、満電創設以前と以後の経営状態の差異がいよいよ際立つことになる。ところで、全ての年度についてその数値が違っているのであればともかく、1916年から1918年まで3年分は一致しているだけに、この二資料の数値が相異している理由は全く不明である。

- 3) 「民営公共事業監督条例」について。本稿を印刷に付した後で、同条例の全文(訳文)を見ることが出来た(ただし、1933年11月に一部修正を経て公布されたもの)。満州電業(股)調査課『中華民国ニ於ケル電気事業法規集』(第一編)1935年、61—66頁に収録されている。その中に、外国資本との関係を規定した次の条文がある。「民営公共事業ハ外国人ヨリ株式引受又ハ外債ヲ募ルコトヲ得ズ。但シ中央主管官庁ヲ経テ国民政府ニ申請シ許可ヲ受クルモノハ此ノ限リニアラズ」(第16条)。

第1表(A) 日本側電気事業一覧

企 業 名	開業年	所 在 地	企 業 形 態	頁 数
(旅 順)	1905	関 東 州	官営	39
満鉄大連営業所	1907	〃	(鉄)直営:(電)直営(26)	61—63
安東電気(株)	〃	満鉄付属地	民営:(鉄)直営(11):(電)直営(26)	94—95
營口水道電気(株)	1908	〃	民営:(鉄)傍系(11):(電)傍系(26)	84—85
満鉄奉天営業所	〃	〃	(鉄)直営:(電)直営(26)	69—70
〃撫順〃	〃	〃	(鉄)直営	221—222
〃長春〃	1910	〃	(鉄)直営:(電)直営(26)	108
鉄嶺電灯局	1911	〃	(鉄)傍系:(電)傍系(26)	160—161
遼陽電灯公司	1912	〃	〃	156
瓦房店電灯(株)	1914	〃	〃	145—146
開原電気(株)	〃	〃	民営:(電)傍系(?)	164—165
大石橋電灯(株)	1916	〃	(鉄)傍系:(電)傍系(26)	149—150
四平街〃	1917	〃	〃	182
公主嶺〃	〃	〃	〃	186
(金 州)	〃	関 東 州	官営	42
北満電気(株)	1918	中鉄付属地	民営(東拓の出資)	119—121
鞍山営業所	1919	満鉄〃	營口水電(株):(電)直営(26)	89—90
普蘭店電灯(株)	1921	関 東 州	民営:官営(28)	44—45
貔子窩〃	〃	〃	〃 (27)	47
范家屯電気(株)	〃	満鉄付属地	民営:(鉄)傍系(23):(電)傍系(26)	114—115
海城電灯(株)	1924	〃	民営:(電)直営(26)	93
熊岳城支店	〃	〃	(瓦房店と同じ)	146
満電連山関出張所	1925	〃	(鉄)直営:(電)直営(26)	103
郭家店支店	1928	〃	(公主嶺と同じ)	186
満電冠嶺山出張所	1930	〃	(電)直営	102

〔出所〕 満州電業(株)調査課『満州に於ける電気事業概説』1935年、頁数欄の数字が該当の頁数を示す。

〔注〕 企業形態について、(鉄)は満鉄、(電)は満電をさし、()内は変更した年を示す(補注1を参照)。

第1表(B) 中国側電気事業一覧

企 業 名	開業年	所 在 地	企 業 形 態	経営状態	頁 数
宝華電灯公司	1907	吉林, 永吉	民営: 官営(?)	不 明	116
奉天電灯廠	1909	奉天, 瀋陽	官営	良 好	71
チチハル "	"	黒竜江, 竜江	民営: 官営(12)	不 明	129
長 春 "	1911	" , 長春	" (29)	良 好	109—110
永 業 "	1912	" , 呼蘭	" : " (?)	不 良	(136)
ハイラル "	1913	" , 呼倫	露人: " (20)	"	(245)
麗双電灯(股)	1914	吉林, 双城	民営	不 明	(133)
裕豊電灯公司	1915	奉天, 岫岩	"	休 業 (?)	142
恒曜電灯電力(股)	1916	黒竜江, 瑗瑯	"	良 好	297
西豊電灯公司	1918	奉天, 西豊	"	閉 鎖 (27)	(280)
華興電気(股)	"	" , 遼源	"	不 良	189—190
錦 県 電 気 (股)	1919	" , 錦	"	良 好	208
裕華電気公司	"	" , 海竜	"	不 良	(185)
耀東電灯公司	"	吉林, 東寧	"	閉 鎖 (29)	303
福盛 "	"	" , 寧安	露人: 民営(26)	不 明	302
裕民電灯廠	1920	" , "	民営	良 好	136
宝成電灯公司	"	" , 東寧	"	"	(213)
綏化電灯廠	"	黒竜江, 綏化	官営	"	276
耀浜電灯公司	1920頃	吉林, 浜江	民営: 官営(30)	買 収 (30)	43
(通 遼)	1922	奉天, 通遼	民営	不 明	82
普光電灯(有)	"	" , 昌図	"	良 好	167—168
義 県 電 灯 廠	"	" , 義	"	不 明	283
西安県電気公司	"	" , 西安	"	不 良	173
旭春電灯公司	"	吉林, 琿春	"	"	292
明興電気公司	1923	奉天, 蓋平	"	"	153
四平街電灯(股)	"	" , 梨樹	官営	不 明	233
裕民電灯廠	1924	" , 海城	民営	"	230
八道壕電気廠	"	" , 黒山	官営	"	285—286
通化電灯(股)	"	" , 通化	民営	不 良	288
阿什河電灯(股)	"	吉林, 阿城	露人: 民営(27)	不 明	252—253
大興電気(股)	"	" , 延吉	民営	"	290
鳳城電業(股)	1925	奉天, 鳳城	"	不 良	180
普照電灯公司	"	" , 莊河	"	閉 鎖 (29)	301
殖東電灯(有)	"	黒竜江, 拜泉	"	良 好	247
安達電灯(股)	"	" , 安達	"	不 明	(406)
洮南電灯廠	1926	奉天, 洮南	"	不 良	78—79

企 業 名	開業年	所 在 地	企 業 形 態	経営状態	頁 数
赤 峰 電 灯 廠	1926	熱 河, 赤峰	民営	良 好	205—206
下九台 "	"	吉 林, 永吉	"	不 良	217
東 耀 電 灯 公 司	"	" , 珠河	"	良 好	255
公 立 "	"	黑竜江, 肇東	"	"	268
黑 山 分 廠	"	奉 天, 黑山	(八道壕と同じ)	不 明	285—286
大 虎 山 支 廠	"	" , "	"	"	"
新 立 屯 分 廠	"	" , "	"	"	"
芳 山 鎮 支 廠	"	" , "	"	"	"
北 鎮 分 廠	"	" , 北鎮	"	"	"
溝 帮 子 支 廠	"	" , "	"	"	"
新 民 分 廠	"	" , 新民	"	"	"
白 旗 堡 支 廠	"	" , "	"	"	"
法 庫 県 電 灯 廠	1927	" , 法庫	民営	不 良	210
農 安 "	"	吉 林, 農安	"	"	213
ハルビン電業公司	"	" , 滨江	官営	不 明	119—123
福 盛 電 灯 公 司	"	" , 葦河	民営	"	261
克 山 電 灯 廠	"	黑竜江, 克山	"	不 良	201—202
海 倫 "	"	" , 海倫	民営: 官営(31)	"	280
景増源 "	"	" , 樺川	民営	不 明	(252)
扶 余 電 灯 (股)	1928	吉 林, 扶余	"	不 良	241
三岔河電灯公司	"	" , "	"	不 明	(131)
信 発 合 電 灯 廠	1929	奉 天, 梨樹	"	不 良	(212)
榆 樹 電 灯 公 司	"	吉 林, 榆樹	"	"	245
昌 隆 電 灯 (股)	"	" , 珠河	"	"	258
(訥 河)	"	黑竜江, 訥河	"	不 明	203
耀 樺 電 灯 公 司	1930	吉 林, 樺甸	"	不 良	(235)
彦 星 "	"	黑竜江, 巴彦	"	良 好	282
安 東 電 業 公 司	1931	奉 天, 安東	官営	不 明	94— 97
聚 盛 湧 電 灯 廠	"	吉 林, 延吉	民営	"	293
(昂 々 溪)	(?)	黑竜江, 竜江	民営: 官営(29)	"	130

〔出所〕 前掲『満州に於ける電気事業概説』, 及び同じ著者の『満州に於ける電気供給事業概説』1937年, 頁数欄の数字は前表と同じ(カッコを付してある場合には後者による)。ただし, 耀浜電灯公司にかぎり, 満鉄哈爾濱事務所調査課『北満州に於ける電気業』1925年, 43頁。所在地については次のものを参照した。山田久太郎『満蒙都邑全誌』1926年, 満鉄調査課『事変前に於ける東北四省行政機構』1932年。

〔注〕 企業名が不明のものについては, 所在地の県名を記した。(股)とあるのは股份有限公司, 甸とあるのは有限公司をさす。所在地について, 省, 県の順序になっているが, 1931年現在のものである(補注1を参照)。

第1表(C) 外国側(日本を除く)電気事業一覧

企 業 名	開業年	所 在 地	企 業 の 国 籍	頁 数
満州里市電灯廠	1906	満 州 里	露	214—215 (5)
ハイラル電灯廠	1913	ハ イ ラ ル	露: 中国官営(20)	245 (10)
華 東 電 灯 公 司	1916	阿 城	露: 閉鎖(30)	252 (34)
密 門 電 灯 廠	1918	密 門	英: 日(19): 独(24)	236—239 (41)
(カ レ エ フ)	1919	一 面 坡	露: 英(21)	258 (31—33)
(ブ マ ー ギ ン)	〃	横 道 河 子	独: 中国民営(26)	302 (24)
(市 自 治 団)	1920頃	安 達	露: 独(23): 閉鎖(31)	270 (17)
松花江電灯公司	1923	松 花 江	露	243
チデマン電灯廠	〃	博 克 図	〃	299
(ツアメンソー)	1924	阿 城	露: 中国民営(27)	252—253 (27)

〔出所〕 前掲『満州に於ける電気事業概説』、『北満州に於ける電気業』、頁数欄の数字は前表と同じ(カッコを付してある場合には後者による)。

〔注〕 企業名が不明のものについては創立者(経営者)名を記した。所在地は全て中鉄付属地である。

第2表 電 気 事 業 固 定 資 金 累 年 表

(単位 千円)

	満 鉄 関 係		満 電 関 係		そ の 他	日 本 側	中 国 側	総 計
	満 鉄	傍 系	満 電	傍 系	日 本 側	の 合 計		
1907	91	215			70	376	181	557
1908	1,044	283			277	1,604	181	1,785
1909	1,955	273			288	2,516	290	2,806
1910	2,898	273			362	3,533	515	4,048
1911	3,330	480			375	4,185	1,048	5,233
1912	3,700	549			389	4,638	1,654	6,292
1913	4,121	740			404	5,265	1,707	6,972
1914	5,420	922			1,522	7,864	1,776	9,640
1915	5,595	970			1,541	8,106	1,776	9,882
1916	6,290	1,086			1,561	8,937	1,985	10,922
1917	8,102	1,224			1,963	11,289	2,107	13,396
1918	11,445	1,693			2,533	15,671	2,325	17,996
1919	19,271	2,350			3,222	24,843	2,678	27,521
1920	23,835	2,568			5,093	31,496	3,617	35,113
1921	28,646	2,919			6,134	37,699	3,974	41,673
1922	31,157	3,097			6,880	41,134	4,251	45,385
1923	32,362	3,282			7,340	42,984	6,384	49,368
1924	35,019	3,731			7,635	46,385	8,394	54,779
1925	38,037	4,079			7,806	49,922	8,949	58,871
1926	21,925	1,571	16,051	1,968	8,499	50,014	10,971	60,985
1927	8,499	1,309	15,942	1,887	8,338	35,975	12,702	48,677
1928	9,019	1,345	16,854	2,064	9,238	38,520	12,909	51,429
1929	10,470	1,414	17,193	1,978	8,871	39,926	14,818	54,744
1930	10,490	1,450	19,579	2,074	8,898	42,491	18,371	60,862

〔出所〕 南満州電気株式会社『満蒙に於ける電気事業解説』1932年、15—16頁

〔注〕 自家用を含む。中国側には、日本以外の外国側事業の分を含む（これらの点については第3、4表も同じ）。固定資金とは発電所、変電所、送電線及び屋内線を含む。

第3表 発 電 容 量 累 年 表

(単位 KW)

	満鉄関係		満電関係		その他	日本側	中国側	総計
	満鉄	傍系	満電	傍系	日本側	の合計		
1907	600	200			100	900	200	1,100
1908	1,700	200			400	2,300	200	2,500
1909	2,200	200			400	2,800	400	3,200
1910	5,600	400			500	6,500	700	7,200
1911	6,400	600			500	7,500	1,800	9,300
1912	9,400	800			500	10,700	3,400	14,100
1913	9,600	1,000			500	11,100	3,500	14,600
1914	13,000	1,100			3,500	17,600	3,500	21,100
1915	13,000	1,100			3,500	17,600	3,500	21,100
1916	13,000	1,200			3,500	17,700	3,600	21,300
1917	22,100	1,300			3,600	27,000	3,500	30,500
1918	26,100	1,400			5,500	33,000	4,200	37,200
1919	31,500	1,400			8,300	41,200	4,600	45,800
1920	34,400	1,800			8,800	45,000	7,300	52,300
1921	40,400	1,800			10,000	52,200	7,700	59,900
1922	63,300	2,000			11,900	77,200	8,100	85,300
1923	56,900	3,300			12,800	73,000	12,800	85,800
1924	61,700	3,500			13,300	78,500	18,900	97,400
1925	61,700	3,300			12,200	77,200	20,000	97,200
1926	55,500	1,700	32,700	2,000	17,500	109,400	27,800	137,200
1927	68,000	2,900	32,700	2,600	17,800	124,000	34,300	158,300
1928	68,000	2,900	31,200	2,800	21,400	126,300	34,600	160,900
1929	68,000	2,900	33,200	2,800	21,500	128,400	40,800	169,200
1930	88,000	2,900	47,000	2,500	21,500	161,900	54,200	216,100

〔出所〕 前掲『満蒙に於ける電気事業解説』12頁。

第4表 年 間 発 電 量 累 年 表

(単位 万KWH)

	満 鉄 関 係		満 電 関 係		そ の 他	日 本 側	中 国 側	総 計
	満 鉄	傍 系	満 電	傍 系	日 本 側	の 合 計		
1907	93	2			—	95	10	105
1908	219	32			22	273	12	285
1909	473	37			84	594	65	659
1910	989	43			115	1,147	162	1,309
1911	1,486	53			135	1,674	194	1,868
1912	1,674	104			148	1,926	238	2,164
1913	2,079	134			163	2,376	278	2,654
1914	2,726	149			209	3,084	325	3,409
1915	3,681	173			314	4,168	378	4,546
1916	5,156	193			524	5,873	452	6,325
1917	7,053	224			943	8,220	528	8,748
1918	9,287	285			1,147	10,719	618	11,337
1919	12,026	354			1,354	13,734	738	14,472
1920	10,063	462			1,546	12,071	905	12,976
1921	10,615	523			1,768	12,906	1,070	13,976
1922	11,668	584			1,800	14,052	1,280	15,332
1923	13,760	644			2,264	16,668	1,739	18,407
1924	15,976	649			2,382	19,007	2,421	21,428
1925	17,976	692			2,657	21,325	2,907	24,232
1926	15,492	416	6,926	321	2,852	26,007	3,491	29,498
1927	17,862	482	8,119	463	3,034	29,960	4,185	34,145
1928	20,273	555	10,366	528	3,564	35,286	5,006	40,292
1929	22,665	618	12,136	575	4,083	40,077	5,778	45,855
1930	25,228	598	13,106	271	4,194	43,397	7,036	50,433

〔出所〕 前掲『満蒙に於ける電気事業解説』19—20頁。